

けが安心プラン【G】【H】【I】【J】 いつでも安心プラン 【X】【W】【∨】の約款

重要事項等説明書と合わせてご一読いただき、ご加入内容をご確認ください。



目次

約款および特約	[G]	[H]	[1]	[7]	[X]	[W] [V]	ページ
団体総合保険普通保険約款	0	0	0	0	0	0	1
医療保険基本特約	0	0	0	0	0	0	5
傷害保険特約	\circ	\circ	0	0	\circ	0	9
傷害死亡保険金対象外特約	0	0	0	0	0	0	20
傷害後遺障害保険金対象外特約	0	0	0	0	0	0	20
傷害通院保険金対象外特約	0	-	0	-	-	-	20
配偶者子供特約	-	-	0	0	-	0	20
保険料分割払特約(クレジットカード団体用)	0	0	0	0	0	0	22
配偶者子供特約に関する追加特約(保険料分割払	_	_			_		25
特約(クレジットカード団体用)用)	_	-			_		∠3
共同保険に関する特約		0	0	0	0		25

ご加入のコースにより適用される特約が異なります。○が適用される約款・特約となります。

株式会社クレディセゾンとSOMPOダイレクト損害保険株式会社および損害保険ジャパン株式会社は、けが安心プランおよびいつでも安心プランについて特約を締結しています。約款中の 内に記載している事項は締結した特約に基づくものです。

団体総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特約において、 次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体
	に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害
	に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とす
	ることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約
	等に関する事項を含みます。
支払事由	基本特約または特約に規定する支払事由をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、こ
	の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一
	時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状(注)を含み
	ます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みませ
	λ_{\circ}
	(注) 中毒症状
	継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除
	きます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害等	この普通保険約款、この保険契約に付帯された基本特約および特
	約の規定により、当会社が支払うべき疾病、傷害、損害または損
	失等をいいます。

他の保険契	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他
約等	の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。
	(注) 医師
	被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をい
	います。以下、この普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯
	された基本特約および特約において同様とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係
	と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	基本特約または特約に規定する保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、この普通保険約款もしくはこの保険契約に付帯された基本特約または特約に記載の支払事由に該当した場合に、この普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された基本特約または特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後 4時に終わります。

被保険者ごとの保険期間については、重要事項等説明書をご覧ください。

- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前にその原因が生じていた支払事由に対しては、保険金を支払いません。
 - (注) 初日の午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻と します。

第5条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、この保険契約に 付帯された基本特約および特約の規定に従い、告知事項について、当会社に事 実を正確に告げなければなりません。

第6条(通知義務)

保険契約締結の後、基本特約および特約に規定する通知義務に該当する事実 が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社 に通知しなければなりません。

第7条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第8条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第9条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、基本特約または特約に規定する保険契約の失効に掲げる 事由に該当した場合は、保険契約は効力を失います。

第10条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力 (注1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する 等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注1) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力 (注1) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が 著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注2) を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の ③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または (2) の規定による解除が保険事故 (注3) の生じた後になされた場合であっても、第 14 条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、 (1)の①から⑤までの事由または (2) の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故 (注3) による損害等に対しては、当会社は、保険金 (注4) を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を 含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をい います。

(注2) この保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2) の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) の③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第13条(被保険者による保険契約の解除請求)

被保険者が保険契約者以外の者である場合において、基本特約または特約に 規定する被保険者による保険契約の解除請求に掲げる事由に該当した場合は、 その被保険者は、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の取扱い)

第8条(保険契約の無効)から第13条(被保険者による保険契約の解除請求)までの規定により、この保険契約が無効、失効、取消しあるいは解除となる場合の保険料の返還または請求については、基本特約または特約において定めるものとします。

第16条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された基本特約または 特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、

- この保険契約に付帯された基本特約または特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に 保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以 外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が 保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会 社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、疾病または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1)配偶者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。 (注2) 親族

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第17条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、事故発生または発病の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の 有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病または傷害の程度 または損害の額(注2)、事故または発病と損害等との関係、治療の経過およ び内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において 定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について 被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の 債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険 金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180 日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害または高度障害の内容およびその程度を 確認するための、医療機関による診断、後遺障害または高度障害の認定に係 る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域にお

ける(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的 な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または 保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本 国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が基本特約または特約の保険金の 請求の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) に基づく照会その他法令に基づく照 会を含みます。
- (注5) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第18条(時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に 適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務を第三 者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第20条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、 代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表 者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保 険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対して も効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に関する義務を負うものとします。

第21条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第22条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

医療保険基本特約

(この基本特約の趣旨)

- (1) この基本特約は、疾病保険特約、傷害保険特約またはがん保険特約等とともに、普通保険約款に付帯され、団体用医療保険の約款を構成するものです。
- (2) この保険契約で支払われる保険金は、付帯される特約により、それぞれ次のとおりとします。ただし、他の特約が付帯される場合は、その特約の規定により、支払われる保険金が追加または削除となることがあります。
- ① 疾病保険特約が付帯される場合 疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病退院後通院保険金
- ② 傷害保険特約が付帯される場合 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金

および傷害通院保険金

③ がん保険特約が付帯される場合 がん入院保険金、がん手術保険金およびがん通院保険金

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この基本特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医療保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および特約に基づく保険契約
	をいいます。
継続契約	医療保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時と
	する医療保険契約をいいます。
	(注) 保険期間の終了時
	その医療保険契約が保険期間の終了時前に解除されていた
	場合はその解除時とします。
初年度契約	継続契約以外の医療保険契約をいい、医療保険契約が継続され
	てきた最初の保険契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

この基本特約において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の支払 事由とは、特約記載の支払事由(注)をいい、被保険者が支払事由に該当した 場合に、当会社は、普通保険約款、この基本特約および特約に従い、保険金を 支払います。

(注) 特約記載の支払事由 以下この基本特約において「支払事由」といいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、 保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その

者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が 受け取るべき金額にかぎります。

- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変または暴動(注3)
- ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事由
- ⑤ ③または④の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に 基づいて生じた事由
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他 の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他 の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4) によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第3章 基本条項

第4条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)この基本特約が付帯された保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合 または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) この保険契約が継続契約である場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
- (4) (3) にかかわらず、初年度契約の締結の後にこの保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重する場合は、被保険者の身体の障害の発生の有無については、告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったときまたは事実と異なることを告げたときは、当会社は、この保険契約のうち当会社の保険責任を加重した部分を(2)と同様に解除することができます。
- (5)(2)および(4)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
- (2) または(4) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社がこの基本特約が付帯された保険契約締結の際、(2) または(4) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
- ③ 保険媒介者(注2)が、保険契約者または被保険者が(2)または(4)に規定する事実を告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者(注2)にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)または(4)に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
- ④ 保険媒介者(注2)が、保険契約者または被保険者に対し(2)または(4)に規定する事実を告げることをせず、または事実と異なることを告げることを勧めた場合。ただし、保険媒介者(注2)にその行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が(2)または(4)に規定する事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
- ⑤ 保険契約者または被保険者が、支払事由の原因となった事由が生じる前に、 告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承 認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正 を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、 当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するも のとします。
- ⑥ 当会社が、(2) または(4) の規定による解除の原因があることを知った

時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- ⑦ 保険期間の開始時(注3)から起算して2年以内に、保険金の支払事由が 生じなかった場合
- (6) (2) または (4) の規定による解除が支払事由の原因となった事由が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (7) (6) の規定は、(2) または(4) に規定する事実に基づかずに発生した 支払事由については適用しません。
- (8) 当会社は、保険契約締結の際に、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。
 - (注1) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを 妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げる ことを勧めた場合を含みます。

(注2) 保険媒介者

当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。 ただし、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除 きます。

(注3) 保険期間の開始時

この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約の保険契約の開始時をいいます。ただし、保険契約の支払条件について当会社の保険責任を加重した場合は、保険責任を加重した時をいいます。

第5条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第6条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約 (注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約 (注) の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第12条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第12条(1) ③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第12条(1)の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この 保険契約 (注) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更が あった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1) に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注) を解除しなければなりません。
- (3) (1) の①の事由のある場合は、その被保険者は、(1) の規定にかかわらず 当会社に対する通知をもって、この保険契約 (注) を解除することができま す。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があっ た場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
 - (注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定により この保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この 場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請 求することができます。
- (4) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定により この保険契約を解除できるときは、当会社は、次のいずれかに該当する損害 等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保 除約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 追加保険料を領収した時までの期間中に生じた保険事故による損害等
- ② 追加保険料を領収した時までの期間中に被った損害等
- (注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条(保険料の取扱い-無効の場合)

普通保険約款第8条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第9条 (保険料の取扱い-失効の場合)

第5条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、この保険契約に傷害保険特約が付帯されている場合において、同特約第6条(傷害死亡保険金の支払)(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(**注**) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条(保険料の取扱い一取消しの場合)

普通保険約款第10条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第11条(保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 普通保険約款第12条(重大事由による解除)(1)、この基本特約第4条(告知義務)(2)もしくは(4)または同第7条(保険料の取扱いー告知義務に伴う変更等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第11条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注2)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。
- (3) 普通保険約款第12条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注2)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第12条(被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに普通保険約款、 この基本特約および特約の規定を適用します。

第13条(準用規定)

この基本特約に定めのない事項については、この基本特約の趣旨に反しない かぎり、普通保険約款の規定を準用します。

傷害保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

C 42 10 W 20 C 40	マート、アクロロの心のない。 これでこれの人の人に我によりより。
用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認
	められる異常所見をいいます。
医科診療報酬	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定めら
点数表	れている医科診療報酬点数表をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。
	(注1) 競技、競争、興行
	いずれもそのための練習を含みます。
	(注2) 試運転
	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
継続契約	傷害保険契約の保険期間の終了時(注)を保険期間の開始時
	とする傷害保険契約をいいます。
	(注) 保険期間の終了時
	その傷害保険契約が保険期間の終了時前に解除されて
	いた場合はその解除時とします。
公的医療保険	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
制度	①健康保険法(大正11年法律第70号)
	②国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
	③国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
	④地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
	⑤私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
	⑥船員保険法(昭和14年法律第73号)
	⑦高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
歯科診療報酬	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定めら
点数表	れている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または間接の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ②先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (注3)先進医療(注2)に該当する診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害通院保険金 日額	保険証券記載の傷害通院保険金日額をいいます。
傷害入院保険金 日額	保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
傷害保険金額	保険証券記載の傷害保険金額をいいます。
傷害保険契約	普通保険約款、医療保険基本特約および傷害保険特約に基づ
M D MMXXVI	日からいろうない、日からいろかんだけられていることの日とうないできょう

	く保険契約をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービ
	ルその他これらに類するものをいいます。
	(注) モーターボート
	水上オートバイを含みます。
初年度契約	継続契約以外の傷害保険契約をいい、傷害保険契約が継続さ
	れてきた最初の保険契約をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受け
	ることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、
	医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入
	り、常に医師の管理下において治療に専念することを
	いいます。
保険金	傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険
	金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

この特約において、医療保険基本特約第2条(保険金を支払う場合)の支払 事由とは、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故 (注)によってその身体に傷害を被ったことをいい、当会社は、その傷害に対し て、この特約、医療保険基本特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を 支払います。

(注) 急激かつ偶然な外来の事故 以下「事故」といいます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた事故による傷害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時から起算して1年を経過した後に前条の支払事由に該当したときは、初年度契約の保険期間の開始時以後に支払事由に該当したものとみなして、保険金を支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、医療保険基本特約第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる事 由のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険 金を支払いません。
 - ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第 1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転が できないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他 の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療 によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑥ 被保険者に対する刑の執行
 - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ® ⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて 生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注2)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所

定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が別表2に掲げる職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合 を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険 金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に 準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該 当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を 使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、 自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様に より自動車等を使用している間

第6条 (傷害死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の目からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害保険金額の全額(注)を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)(8)の傷害死亡保険金受取人が2名 以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保 険金受取人に支払います。
 - (注) 傷害保険金額の全額

既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既に支 払った金額を控除した残額とします。

第7条(傷害後遺障害保険金の支払)

(1)当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接

の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

別表3に掲げる各等級 傷害保険金額 × の後遺障害に対する保 = 険金支払割合 傷害後遺障害 保険金の額

- (2) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の 後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、 それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、傷害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる
加重後の後遺障害に該当する等級に対する保

別表3に掲げる

_ 既にあった後遺障害に 該当する等級に対する

= 適用する割合

険金支払割合 保険金支払割合

- (5)(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定 して、(1)のとおり算出した額を傷害後遺障害保険金として支払います。
- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害保険金額をもって限度とします。

第8条 (傷害入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院し、その日数が継続(注1)して保険証券記載の傷害入院保険金支払対象外日数※を超えた場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金として被保険者に支払います。

傷害入院保険金日額 × 入院した日数 = 傷害入院保険金の額

※傷害入院保険金支払対象外日数 0日

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) 傷害入院保険金の支払限度は、1事故に基づく傷害につき保険証券記載の傷害入院保険金支払限度日数^{※1}とします。また、その被保険者に関してこの特約が継続されてきた最初の保険契約から通算した期間中の傷害入院保険金の支払限度は、保険証券記載の傷害入院保険金通算支払限度日数^{※2}とします。

- ※1 傷害入院保険金支払限度日数 90日
- ※2 傷害入院保険金通算支払限度日数 無制限
- (4)被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険 金の支払を受けられる他の傷害を被った場合においても、当会社は、重複して は傷害入院保険金を支払いません。

(注1)継続

被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する 書類があるときは継続とみなします。

(注2)処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、 医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第9条(傷害手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として入院した場合に、その入院の間に病院または診療所において、入院の原因となった傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。

傷害入院保険金日額 × 10 = 傷害手術保険金の額

(2) 被保険者が入院をすることなく、病院または診療所において、第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の 算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。

傷害入院保険金日額 × 5 = 傷害手術保険金の額

- (3) 1事故に基づく傷害に対して被保険者が時期を同じくして、(1)および(2) の手術を受けた場合は、(1)の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として支払います。
- (4) 1事故に基づく傷害であっても、時期を異にして手術を2以上受けた場合は、 それぞれの手術について、(1)から(3)までの規定により算出した額を傷害手 術保険金として支払います。

第10条 (傷害通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直

接の結果として、事故の発生の日から起算して保険証券記載の傷害通院保険金支払対象外日数*が満了する日の翌日(注1)以降において通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金として被保険者に支払います。

傷害通院保険金日額 × 通院した日数 = 傷害通院保険金の額

※ 傷害通院保険金支払対象外日数 0日

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等 (注2) を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第8条(傷害入院保険金の 支払)の傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院 保険金を支払いません。
- (4) 傷害通院保険金の支払限度は、1事故に基づく傷害につき保険証券記載の傷害通院保険金支払限度日数[※]とします。

※ 傷害通院保険金支払限度日数 45日

- (5) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180日を経過した後の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険 金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷 害通院保険金を支払いません。
 - (注1)保険証券記載の傷害通院保険金支払対象外日数が満了する日の翌日 傷害通院保険金支払対象外日数が0日である場合は事故の発生の日としま す。

(注2) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に 固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、 軟件コルセット、サポーター等は含みません。

第11条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保 険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払 う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第13条(特約の無効)

普通保険約款第8条(保険契約の無効)に規定する事項のほか、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について傷害死亡保険金受取人を定める場合 (注)に、その被保険者の同意を得なかったときは、この特約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第14条 (保険料の取扱い-無効の場合)

前条の規定により、この特約が無効となる場合は、当会社は、この特約の保険料の全額を返還します。

第15条 (事故の通知)

(1)被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは

死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 傷害死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 傷害後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 傷害入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合) の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または傷害入院保険金の支払わ れる日数が傷害入院保険金支払限度日数もしくは傷害入院保険金通算支払限 度日数に達した時のいずれか早い時
- ④ 傷害手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的と した手術を受けた時
- ⑤ 傷害通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、傷害通院保険金の支払われる日数が傷害通院保険金支払限度日数に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表5に掲げる書類とします。

第17条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第15条(事故の通知)の通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する 医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または死体の検案(**注1**) のために要した費用(**注2**) は、 当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第18条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条(傷害死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡保 険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。 ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を 生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その 変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達す る前に当会社が変更前の傷害死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、そ

の後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (7)(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続 人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じませ か。
- (8) 傷害死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、傷害死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険 者以外の者に定め、または変更することはできません。
 - (注) 傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次 の法定相続人とします。

第20条(傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、傷害 死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の傷害死亡保険 金受取人に対しても効力を有するものとします。

第21条(契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会(以下この条において「協会」といいます。)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および被保険者の同意の有無
- ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
- ④ 傷害保険金額、傷害入院保険金日額および傷害通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保 険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会 に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際

の参考にすることができるものとします。

- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険 契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用 いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第22条 (医療保険基本特約の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、医療保険基本特約第4条(告知義務)(3) および(4)の規定は適用しません。

第23条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普 通保険約款および医療保険基本特約の規定を準用します。

別表 1 第5条 (保険金を支払わない場合ーその2) ①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 第5条(保険金を支払わない場合ーその2)②の職業

オートテスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (注1) オートテスター テストライダーをいいます。
- (注2) 猛獣取扱者 動物園の飼育係を含みます。
- (注3) プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 レフリーを含みます。

別表3(後遺障害等級表)

等 級	後遺障害	保 険 金 支払割合
第1級	 (1) 両眼が失明したもの (2) 望しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの 	100%
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの(2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を	
	(4) 胸腹前腕部の機能に者しい障害を残し、腹時川護を 要するもの	
	- 女 りのもの	
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06以下にな	
AD O NIX	ったもの	
	(2) 重しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終 身労務に服することができないもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に	78%
	(4) 胸腹前順路の機能に者しい障害を残し、終身力務に 服することができないもの	10/0
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったもの	
	とは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節	
	間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とし	
	ます。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が O. O 6 以下になったもの	
31 4 10	(2) 重しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃	69%
	したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、また	
	は中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節	
	間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下	
	同様とします。)	
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 1以下になっ	
	たもの	
	(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特	
	に軽易な労務以外の労務に服することができないも	
	\mathcal{O}	
	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な	59%
	労務以外の労務に服することができないもの	30,0
1	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの	
1	(6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 工財の用を全廃したもの	
	(7) 1 下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったもの	

	とは、その全部を失ったものをいいます。以下同様 とします。)	
第6級	 (1) 両眼の矯正視力が0. 1以下になったもの (2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0. 6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 4 0 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指を失ったものまたは母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものを	42%

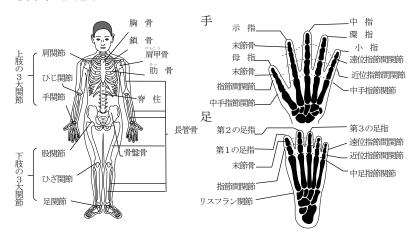
	いいます。以下同様とします。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以	
27 O 1/3	下になったもの	
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3) 1手の母指を含み2の手指を失ったものまたは母指	
	以外の3の手指を失ったもの	
	(4) 1手の母指を含み3の手指の用を廃したものまたは	
	母指以外の4の手指の用を廃したもの	34%
	(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	01/0
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1 下肢に偽関節を残すもの	
	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	
	(2) 1 眼の矯正視力が 0. 0 6 以下になったもの	
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	(6) 重しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが	
	できない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の	
	距離では普通の話声を解することが困難である程度	26%
	になったもの	-,-
	(9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服するこ	
	とができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができ	
	る労務が相当な程度に制限されるもの	
	(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったも	
	の (19) 1 エの囚化な合わりの工作の円な廃しなるのとな	
	(13) 1手の母指を含み2の手指の用を廃したものまた	
	は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
<u> </u>	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったも	

	Ø	
	(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0. 1 以下になったもの	
37 IO //X	(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの	
	(3) 望しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4) 1 4 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声	
	を解することが困難である程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが	
	できない程度になったもの	20%
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃した	2070
	もの	
	(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	(9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害	
	を残すもの (11) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害	
	を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を	
717 117 1100	残すもの	
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解す	
	ることができない程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普	15%
	通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの	
	(7) 有性に変形を残りもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9) 1 足の第1 の足指を含み2以上の足指の用を廃した	
	もの	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相	
	当な程度の支障があるもの	

第 12 級	 (1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの 	10%
第13級	 (14) 外貌に醜状を残すもの (1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 	7%
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの	4%

- (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残す もの
- (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残す もの
- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの
- **注1** 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より 心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った部位

- 1. 長管骨または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合にかぎります。
- 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合にかぎります。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度 に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定 帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

別表5 保険金請求書類

155 50 4 40 154					***
保 険 金 種 類	傷害	傷害	傷害	傷害	傷害
		後遺	→ 17.1.	- 11	/= p-
提出書類	死 亡	障害	入院	手 術	通院
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0
3. 当会社の定める傷害状況報告書	0	0	0	\circ	\circ
4. 公の機関(やむを得ない場合に		\circ		\cap	\circ
は、第三者)の事故証明書		0)
5. 死亡診断書または死体検案書	0				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度ま					
たは手術の内容を証明するその被		0	0	\circ	\circ
保険者以外の医師の診断書					
7. 入院日数または通院日数を記載					
した病院または診療所の証明書類			0		0
8. 傷害死亡保険金受取人(傷害死					
亡保険金受取人の指定のないとき					
は、被保険者の法定相続人)の印	0				
鑑証明書					
9. 被保険者の印鑑証明書		0	0	0	0
10. 被保険者の戸籍謄本	0				
11. 法定相続人の戸籍謄本(傷害死亡					
保険金受取人の指定がない場合)	0				
12. 委任を証する書類および委任を受					
けた者の印鑑証明書(保険金の請求	0	0	0	0	\circ
を第三者に委任する場合)					
13. その他当会社が普通保険約款第					
17条(保険金の支払時期)(1)に					
定める必要な確認を行うために欠					
くことのできない書類または証拠	0	0	0	0	\circ
として保険契約締結の際に当会社					
が交付する書面等において定めた					
もの					

傷害死亡保険金対象外特約

当会社は、この特約により、傷害保険特約第6条(傷害死亡保険金の支払)の規定により支払われる傷害死亡保険金を支払いません。

傷害後遺障害保険金対象外特約

当会社は、この特約により、傷害保険特約第7条(傷害後遺障害保険金の支払)の規定により支払われる傷害後遺障害保険金を支払いません。

傷害通院保険金対象外特約

当会社は、この特約により、傷害保険特約第10条(傷害通院保険金の支払)の規定により支払われる傷害通院保険金を支払いません。

配偶者子供特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
子供	本人または配偶者の子で、生後 15 日以上満 25 歳未満の者をい	
	います。	
配偶者	本人の配偶者をいいます。	
本人	医療保険基本特約第1条(用語の定義)に規定する被保険者を	
	いいます。	

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) 当会社は、この特約により、本人に加えて、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
 - 夫婦型
 配偶者
 - ② 本人子型

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出 しなければなりません。

子供

③ 夫婦子型 配偶者および子供

- (2) 次に掲げるいずれかに該当した場合は、その配偶者またはその子供は、該当した時から被保険者でなくなります。
 - ① 配偶者が本人の配偶者でなくなった場合
 - ② 子供が満25歳になった場合
- (3) 保険契約締結の後、新たに配偶者または子供に該当することとなった者については、新たに配偶者または子供に該当した時を初年度契約の保険期間の開始時とみなします。

第3条(保険料分割払特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に保険料分割払特約(一般団体用)が付帯された場合は、同特約第8条(保険料の取扱い)の③の規定中「1被保険者について」とあるのは「本人および配偶者子供特約により被保険者となるすべての被保険者について」と読み替えて適用します。
- (2) この特約が付帯された保険契約に保険料分割払特約 (一般用) が付帯された場合は、同特約第10条 (保険料の取扱い)の③の規定中「1被保険者について」とあるのは「本人および配偶者子供特約により被保険者となるすべての被保険者について」と読み替えて適用します。

第4条(特約の読み替え)

この保険契約に付帯された特約の規定は、別表のとおり読み替えて適用します。

第5条(重大事由による解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第12条(重大事由による解除)(2)、(3)および(注2)から(注4)までの規定を次のとおり読み替え、この特約に適用します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することが できます。

- ① 本人が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれか

に該当すること。

- ③ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)の③のア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注2) 保険契約

(2)の①または③の事由がある場合は、その本人および第2条(被保険者の範囲)の規定によりその本人に加えて被保険者となる者に係る部分にかぎり、(2)の②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2)の①の規定による解除がなされた場合は、その本人および第2条(被保険者の範囲)の規定によりその本人に加えて被保険者となる者に生じた保険事故をいい、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)の③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、医療保険基本特約およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用し

ます。

別表

本人に適用する保険金の支払については、次の該当箇所について、甲欄に記載してあるのを乙欄と読み替えて適用します。

該当箇所	甲 欄	乙欄
傷害保険特約第8条	「その被保険者に関して	「本人およびこの特約によ
(傷害入院保険金の	この特約が継続されてき	り被保険者となるすべての
支払)(3)	た最初の保険契約から通	被保険者に関して、この特
	算した期間中の傷害入院	約が継続されてきた最初の
	保険金の支払限度は、保険	保険契約から通算した期間
	証券記載の傷害入院保険	中の傷害入院保険金の支払
	金通算支払限度日数とし	日数を合計して、保険証券
	ます。」	記載の傷害入院保険金通算
		支払限度日数を限度としま
		す。」

2. 配偶者に適用する保険金の支払については、次の該当箇所について、甲欄に記載してあるのを乙欄と読み替えて適用します。

該当箇所	甲欄	乙欄
傷害保険特約第1条	「保険証券記載の傷害通	「保険証券記載の傷害通院
(用語の定義)「傷害	院保険金日額」	保険金日額にを乗じた
通院保険金日額」		額」
傷害保険特約第1条	「保険証券記載の傷害入	「保険証券記載の傷害入院
(用語の定義)「傷害	院保険金日額」	保険金日額
入院保険金日額」		に を乗じた額」
傷害保険特約第8条	「その被保険者に関して	「本人およびこの特約によ
(傷害入院保険金の支	この特約が継続されてき	り被保険者となるすべての
払) (3)	た最初の保険契約から通	被保険者に関して、この特
	算した期間中の傷害入院	約が継続されてきた最初の
	保険金の支払限度は、保	保険契約から通算した期間
	険証券記載の傷害入院保	中の傷害入院保険金の支払
	険金通算支払限度日数と	日数を合計して、保険証券
	します。」	記載の傷害入院保険金通算
		支払限度日数を限度としま
		す。」

3. 子供に適用する保険金の支払については、次の該当箇所について、甲欄に記載してあるのを乙欄と読み替えて適用します。

=+ 1/ 4= ==	□ ↓BB	→ ↓BB
該当箇所	甲欄	乙欄
傷害保険特約第1条	「保険証券記載の傷害通院	「保険証券記載の傷害通院
(用語の定義) 「傷害	保険金日額」	保険金日額にを乗じた
通院保険金日額」		額」
傷害保険特約第1条	「保険証券記載の傷害入院	「保険証券記載の傷害入院
(用語の定義) 「傷害	保険金日額」	保険金日額にを乗じた
入院保険金日額」		額」
傷害保険特約第8条	「その被保険者に関して、	「本人およびこの特約によ
(傷害入院保険金の	この特約が継続されてきた	り被保険者となるすべての
支払)(3)	最初の保険契約から通算し	被保険者に関して、この特
	た期間中の傷害入院保険金	約が継続されてきた最初の
	の支払限度は、保険証券記	保険契約から通算した期間
	載の傷害入院保険金通算支	中の傷害入院保険金の支払
	払限度日数とします。」	日数を合計して、保険証券
		記載の傷害入院保険金通算
		支払限度日数を限度としま
		す。」

別表2. および3. における各保険金額に関する読替規定の適用においては に加入者証記載の保険金額から逆算して求められる数値をあてはめるものとします。

保険料分割払特約 (クレジットカード団体用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等
	をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいま
	す。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条(第1回分割保険料領収前に支払事由の原因が生じていた場合の取扱い)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。

第4条 (第2回分割保険料不払の場合の特則)

- (1)保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを 怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行わ れなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する 月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の 規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者 の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1) の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条(分割保険料不払の場合の免責)

(1)保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月 末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次に該当するときは、 保険金を支払いません。

- ① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払 事由の原因が被保険者に発生していたとき。
- ② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。
- (2) 保険契約者が(1) の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および 重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属す る月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替 えてこの特約の規定を適用します。

第6条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第8条(保険料の取扱い)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条(保険料の取扱い)の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条(保険料の取扱い)の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第8条 (保険料の取扱い) の表の②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実があった後に生じた保険事故による損害等に対しては、変更前保険料(注2)の変更後保険料(注3) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (5) 第8条(保険料の取扱い)の表の⑥の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り、次のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款、基本特約および特約に従い、保険金を支払います。
- ① 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保 険者に発生していたとき
- ② 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に

生じていたとき

(注1) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

(注2) 変更前保険料

変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(注3) 変更後保険料

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

第7条(分割保険料不払の場合の解除)

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約 を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その分割保険料を 払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1) の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除 の通知を行います。

第8条 (保険料の取扱い)

次のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、 普通保険約款、基本特約および特約の保険料の返還または請求に関する規定に かかわらず、その事由ごとに次の保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
1	普通保険約款第5条(告知 義務)により告げられた内	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
	容が事実と異なる場合に おいて、保険料を変更する 必要があるとき	
2	この保険契約の基本特約または特約において、職業または職務の変更の事実がある場合で、かつ保険料を変更する必要があるとき	変更前保険料 (注1) と変更後保険料 (注2) との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
3	普通保険約款第9条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。ただし、この特約が付帯された保険契約に傷害特約(注4)が付帯された場合において、傷害特約(注4)の規定に従い支払われる死亡保険金について、当会社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注3)のうち傷害特約(注4)に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
4	次のいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア・第6条(追加保険料の払込み)(2) イ・この保険契約の普通保険約款、基本特約または特約の規定により保険契約が解除となった場合において、保険料を返還または請求する必要があるとき	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。

5	前条(1)の規定により、 この保険契約が解除とな った場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料 は返還しません。
6	①および②のほか、保険契約結が、保険契約結結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対する保険料を、返還または請求します。

(注1) 変更前保険料

変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 変更後保険料

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注3) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

(注4) 傷害特約

傷害による死亡保険金を支払うべき特約をいいます。

第9条(返還保険料の取扱い)

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険 契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、 返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座 (注) への振込 みによって保険料を返還することができるものとします。
- (2)(1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

(**注**) 指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通保険約款、基本特約および特約の規定を準用します。

配偶者子供特約に関する追加特約 (保険料分割払特約(クレジットカード団体用)用)

当会社は、配偶者子供特約付帯契約に保険料分割払特約(クレジットカード団体用)が付帯された場合は、配偶者子供特約第3条(保険料分割払特約が付帯された場合の取扱い)を次のとおり読み替えて適用します。

「第3条(保険料分割払特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に保険料分割払特約(クレジットカード団体用)が付帯された場合は、同特約第8条(保険料の取扱い)の③の規定中「1被保険者について」とあるのは「本人および配偶者子供特約により被保険者となるすべての被保険者について」と読み替えて適用します。

共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、引受保険会社(注)による共同保険契約であって、引受保険会社(注)は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその 告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書 等

- (7) 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に 関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保 全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

(注) 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

SOMPOダイレクト損害保険株式会社